

習志野市教育委員会会議録
(令和7年第10回定例会)

1 期 日	令和7年10月22日(水)		
	市庁舎3階大会議室		
	開会時刻	午後3時00分	
	閉会時刻	午後4時05分	
2 出席委員	教 育 長	小 熊 隆	
	委 員	赤 澤 智津子	
	委 員	高 橋 浩 之	
	委 員	馬 場 祐 美	
	委 員	鎌 田 尊 人	
3 出席職員	学校教育部長	三 角 寿 人	
	生涯学習部長	上 原 香	
	学校教育部参事	佐々木 博文	
	学校教育部・生涯学習部技監	塩 川 潔	
	学校教育部次長	渡 辺 雅 和	
	生涯学習部次長	越 川 智 子	
	学校教育部副参事	奥 山 昭 子	
	教育総務課長	早 川 誠 貴	
	学務課長	寺 嶋 耕 一	
	保健体育安全課長	江 住 敏 也	
	指導課長	春 名 拓 也	
	総合教育センター所長	青 野 孝 幸	
	学校給食センター所長	水 嶋 りえ子	
	社会教育課長	河 栗 太 一	
	生涯スポーツ課長	忍 貴 弘	
	中央公民館長	伊 東 尚 志	
	中央図書館長	岡 野 重 吾	
	学校教育部主幹	石 井 義 之	
	学校教育部主幹	村 山 智恵子	
	学校教育部主幹	菅 谷 茂 良	
	学校教育部主幹	藤 代 薫	
	学校教育部主幹(習志野高等学校事務長)	袴 田 武 志	
	学校教育部主幹	鈴 木 貴 幸	
	学校教育部主幹	鶴 岡 佑 介	
	学校教育部主幹	松 田 裕 美	
	生涯学習部主幹	松 浦 史 浩	
	生涯学習部主幹	高 田 賢	
	生涯学習部主幹	勇 依 子	
	学務課主任管理主事	鈴 木 建 史	
	指導課主任指導主事	櫻 井 智 之	
	指導課主任指導主事	坂 井 祐 介	
	総合教育センター主任指導主事	渡 辺 明日子	

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

(1) 令和7年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

第3 議決事項

議案第32号 令和7年度教育費予算案(12月補正)について

議案第33号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について

議案第34号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について

議案第35号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について

議案第36号 指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)

第4 協議事項

協議第1号 習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について

協議第2号 習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について

協議第3号 習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について

協議第4号 習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について

協議第5号 習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について

協議第6号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が3名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第32号及び議案第36号を非公開とし、議案第32号及び議案第36号の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、議案第33号ないし議案第35号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和7年第9回定例会の「報告事項(4)習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市文化振興計画の策定について)」において、要求のあった資料についての説明を許可した。

春名指導課長

「報告事項(4)習志野市社会教育委員からの答申について(習志野市文化振興計画の策定について)」において要求があり、先程配付させていただいた「令和6年度各校の芸術鑑賞教室実施状況」について、説明する。

令和6年度各校の芸術鑑賞教室実施状況を御覧いただきたい。小学校、中学校、習志野高等学校の実施状況の一覧である。令和6年度の芸術鑑賞教室については、実施の有無欄にマルバツで実施状況を記載している。実施している学校は、内容欄にその内容を記載している。また、その他の文化芸術活動欄には、芸術鑑賞教室は実施していないが、その他の文化芸術活動を実施している場合はその内容を記載している。一覧のとおり、文化芸術活動を各学校で取り組んでいる状況である、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、資料についての説明は終了した。

小熊教育長

令和7年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和7年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

高橋委員

資料を読んでいて、1か所非常に気になった。いじめ重大事態に関して、ある議員の発言において、担任の教員に関する内容があるが、この件に関して、教育委員会としてどのようなことを把握しているのか伺いたい、と質問

寺嶋学務課長

教職員の対応に関することなので、学務課からお答えする。いじめ重大事態に関する再調査報告書や市議会でも指摘されているとおり、この担任の教員と校長については、今後、県にも報告を行い、どのような対応をしていくか協議を進めており、教育委員会としても改めて聞き取りをしている状況である、と回答

高橋委員

教育委員会としても対応していることを聞いて少し安心したが、議員の発言について確かめる必要はないのか。何を根拠にそういった声があると発言をしているのかということについて、当日議論はなかったのか、と質問

寺嶋学務課長

市議会場でやり取りされた内容については、再調査報告書をもとに行われている。議員の方でも、様々な情報を持っていると思うが、教育委員会として再度確認していく。今後どのような対応を県が行うのか、また、市としてどのように報告を上げていくかという部分についての詳細はまだお伝え出来ないが、調査結果や県、市の対応等が決定したら、改めて説明させていただきたいと考えている、と回答

高橋委員

対応に関して疑問を抱かせる内容が、文書の形で残るのは非常に重大なことである。非常に良くないことが起こってしまったわけだが、今後しっかりと対応できないのではないかと皆に思われることは好ましくないと思う。そのままにしてはいけないと思うので、難しい問題だが、対応するようお願いしたい、と要望

寺嶋学務課長

御指摘の表現については、公表されている再調査報告書にも記載されている。再調査報告書の読み上げをしたと思うが、この再調査報告書は教育委員会ではなく、市長部局が専門家に作っていただいたものである。現状、当時のことについて、もう一度しっかりと確認等をしているということは申し上げられると思う。詳細については申し上げられないが、本人達の気持ちについても確認をしていきたいと考えている、と発言

小熊教育長

関連して質問したい。本市教育委員会としては、県教育委員会にこの内容を報告しているが、一般論として県教育委員会はどのように対応をするのか説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

教職員の処分や指導については、基本的にはどのような事故があったのかということについて、市教育委員会と県教育委員会に報告を行う流れになっている。現状は、令和2年度と令和3年度の案件を県教育委員会に遡って報告をしている状況である。その内容を県教育委員会の教職員課と弁護士で審議しており、方向性を決めていくことになっているが、現状、方向性は出ておらず、どのような形になるかは分からない、と回答

小熊教育長

一般論として、市教育委員会からの報告に対し、必要に応じて県教育委員会が詳細な聞き取りを行い、県の職員である学校の教員を指導、処分等につなげていくことが基本的な流れであると思っている。市教育委員会だけで決めることはできないという理解で良いか、と質問

寺嶋学務課長

一般的なこととして、県教育委員会が任命権者なので、市教育委員会の調査だけでは終わらずに、県教育委員会でも調査を行い、最終的な判断をするという流れになっている、と回答

小熊教育長

現状、手続きが進んでいるということを確認したいと思う、と発言

小熊教育長

部活動の地域展開について、市議会の時には9月以降の動きを説明したわけだが、その後、保護者等への説明を経て、委託をしながら新たな地域展開として進んでいるという状況を補足して説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

部活動の地域展開については、本年8月に民間事業者と、指導者派遣の委託契約を結び、その後、学校との打ち合わせや、保護者会で保護者に対して、どのように運営をしていくかを周知したところである。本年10月から具体的な取り組みがスタートするので、各学校と連携を図りながら

進めているところである、と回答

小熊教育長

私自身も実際に活動している様子を見学するために、今予定を立てているところである。現状、活動が始まっているが、どのような活動をしているのか。例えば、一般的な練習試合を行ったり、大会に出たりなど、そういったことも含まれているのかということについて、分かっていることがあれば報告していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

現状は実際に活動を確認していないが、各学校からスケジュールが提出されるので、そのスケジュールに合わせて、活動状況を確認していきたいと考えている。また、練習の予定等については、教育長にも情報共有させていただきたいと考えている、と回答

小熊教育長

土日に見学したいと思っているので、大至急共有していただきたい。また、活動の様子等を教育委員会会議の中でも、何らかの形で映像等も含めて報告していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

議案第33号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について (学務課)

鶴岡学校教育部主幹

議案第33号「令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について」、説明する。令和7年度末及び令和8年度における、習志野市立幼稚園教職員の人事異動については、昨年度に示した方針と変更点はない。園児数が少人数となっているが、就学前の質の高い教育、保育が適切に行われるよう、一層の充実を図るための適材、適所の人事配置を考えていく、と概要を説明

議案第34号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について (学務課)

寺嶋学務課長

議案第34号「令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」、説明する。令和7年度末及び令和8年度における習志野市立小学校及び中学校教職員の人事異動については、県教育委員会の人事異動方針に基づき、適正かつ円滑に実施していきたいと考えている。基本的に県教育委員会の異動方針に則ったものとなっており、その内容については、昨年度との変更点はないが、今年度に定年となる教職員はおらず、令和8年度に62歳の方が定年となる。配置については、学校及び地域の実態等を踏まえ、勤務態様等に配慮し、計画的に行っていく。また、新規採用職員の配置についても、各学校で人材育成のための組織的支援が図られるよう、計画的に進めていく、と概要を説明

議案第35号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について (学務課)

鈴木学務課主任管理主事

議案第35号「令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について」、説明する。令和7年度末及び令和8年度における習志野市立高等学校教職員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、県教育委員会の人事異動方針に準じている。本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し、人事異動を行っていきいたいと考えている。なお、昨年度の方針と大きな変更はない、と概要を説明

高橋委員

議案第34号と第35号で共通していると思うが、人事異動方針の変更点という表の第2の1(2)で、「すべての職員が、」が「すべての職員の」に変わったということは分かるが、これだけでは一体何のことか良く分からない。どういった理由で変更となったのか教えていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

県の人事異動方針の表現が変わったので、それに則って変更したところである。言葉の印象の部分で変更になったと把握している、と回答

小熊教育長

答えになっていないのではないかと発言

寺嶋学務課長

確認し、後程お答えする、と発言

小熊教育長

会議中に回答していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号、議案第34号及び議案第35号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について (教育総務課)

菅谷学校教育部主幹

協議第1号「習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について」、説明する。前回、素案について説明をしたので、その後の変更点について説明する。本日、教育委員の皆様にお渡ししたパブリックコメント案は、庁内での協議により、目標の順番を一部変更している。

スライド番号2を御覧いただきたい。前回の教育委員会会議において、次期習志野市教育振興基本計画の素案について御協議いただいたが、その後、大きく次の2点を変更した。

スライド番号3を御覧いただきたい。1点目は、理念の変更である。前回の教育委員会会議において、本計画の理念を「主体的に学びともに理解し合い未来を創る習志野の人づくり」とお伝えしたが、理解し合うという言葉には、お互いの立場や考え方、価値観、気持ちなどを理解するという意味が既に含まれている。したがって「ともに」という文言を削除した。

スライド番号4及び5を御覧いただきたい。2点目は、指標の追加である。目標3「健やかな体の

育成」に運動やスポーツをすることが好きと回答した児童生徒の割合を追加した。この内容は、平成20年度から毎年度実施している、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果である。運動やスポーツをすることが好きと回答した児童生徒は、体力合計点が高い傾向にあり、本市としては、運動やスポーツを好きな児童生徒を増やし、誰もがそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも主体的にスポーツに親しむ態度を育んでいく。

スライド番号6を御覧いただきたい。今後の予定についてである。教育委員の皆様には1月28日の教育委員会会議において、最終案について説明させていただく予定である。その後、3月25日の教育委員会会議において、議決をいただき策定の運びとなる、と概要を説明

高橋委員

目標3の健やかな体の育成に、運動やスポーツをすることが好きと回答した児童生徒の割合を指標として追加していただいたことは大変素晴らしいことであると思う。習志野市の子ども達が単に運動、スポーツの得点が高いだけではなく、運動、スポーツが好きで、生涯にわたり親しむことができるように、私も含めて、みんなで努力することが大切であると思う。先程、運動、スポーツが好きと回答した児童生徒は体力得点が高い傾向にあるとの説明があった。もちろん、そのとおりであるとは思いますが、個人的には、運動、スポーツの得点が高いということよりも、運動が好きと思うことの方が価値はあると思っている。習志野市でもぜひ、そういったことも考えた方が良いと思う。やはり誰もが選手になるわけではないので、好きという気持ちが生涯にわたり運動、スポーツを自分の傍に置くことに繋がると思う、と発言

鎌田委員

私も高橋委員のおっしゃるとおり、運動が好きという気持ちが大事であると思っており、非常に感銘を受けている。今ははっきりとした答えはないかもしれないが、好きという気持ちを生み出す具体的な方針があれば教えていただきたい、と質問

菅谷学校教育部主幹

好きという気持ちを生み出すために、いくつかの取り組みがある。成功体験を増やすことによって、主体的に取り組むということ、また、今教育自体が主体的に学ぶ力を育成しようとされており、本市教育員会でも取り組んでいる。また、国や県からもそういった取り組みを求められている。子ども達の自己肯定感を育て、自分を高めていく取り組みを行っている、と回答

鎌田委員

もちろん能力もついて回らと思うが、好きという気持ちが1番大事である。生涯にわたり好きという気持ちがあれば健康づくりにもつながると理解したので、今後も検討していただきたい、と要望

小熊教育長

スポーツの視点から補足して説明していただきたい、と質問

江住保健体育安全課長

体育というのは競技スポーツだけではなく、レクリエーションなど、様々なスポーツがある。そういったものを生涯にわたって楽しむという視点を持って、教科指導についても広げていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

昨日、学びの多様化学校分教室に県教育委員会からの視察があり、県の教育委員が4人から

6人程度のクラスの授業を見学した中で、非常に包み込むような雰囲気があるとおっしゃっていた。県の教育委員は、それを包摂性という言い方をしていたが、その包摂性によって、児童生徒の信頼感が芽生え、不登校のこども達が登校できているということに、教師の要素が非常に強いということを改めて感じた。好きにさせるには、授業を中心とした通常の学校生活をしっかりと送り、信頼をしてもらうということに尽きると感じたので、意見を述べさせていただいた、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について (教育総務課)

石井学校教育部主幹

協議第2号「習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について」、説明する。9月の教育委員会会議において、本素案について協議させていただいたが、その後、図表4-6事業実施計画の見直し、変更を行ったので説明する。

習志野市第3次学校施設再生計画素案の47ページ目を御覧いただきたい。通し番号21番の第五中学校及び22番の第六中学校の事業着手時期を、他の建て替え、長寿命化事業と同様に、前回お示した素案から、第五中学校は3年、第六中学校は4年遅らせることとした。

習志野市第3次学校施設再生計画素案の42ページ目及び47ページ目を御覧いただきたい。昭和54年、1979年築の第七中学校の長寿命化改修よりも、平成24年、2012年築の津田沼小学校の大規模改修の方が先に事業着手するという逆転現象が生じていたことから、津田沼小学校の事業着手を5年遅らせることとした。また、全体を通して、平成時代に建て替えられた学校よりも、昭和時代に建てられた学校の方を優先して事業着手するよう、津田沼小学校のほか、谷津小学校、第二中学校体育館についても、事業着手を5年遅らせることとした。ただし、施設の老朽化状況により必要な修繕を行うことで、施設の安全性、機能性は確保する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

協議第3号 習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について

(社会教育課)

河栗社会教育課長

協議第3号「習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について」、説明する。本協議事項については、前回の教育委員会会議において、教育委員の皆様からの御意見や庁内の意見を反映させる形で修正した。今回のパブリックコメント案を作成するにあたり、修正した点について、赤字で修正した部分に分かるようになっている資料をもとに説明する。修正を行った大きな視点としては、電子図書や漫画、雑誌など多様な媒体が発展してきている現状を踏まえ、市民の多様な価値観に対応できるような計画にする必要があるという認識を反映している。

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画素案の3ページ目を御覧いただきたい。1. 策定の趣旨に本計画策定の根拠となる「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念を追記した。また、中段に小中学校の教育におけるデジタル化の記載を集約し、電子書籍をはじめとする様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が現在は整っており、多様な機会の提供に取り組む必要があるということを記載した。

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画素案の4ページ目を御覧いただきたい。2. 計画の

位置づけにおいて、国の計画における基本的方針を4点にまとめて追記した。このことにより、考え方が一部重複する6ページ目に記載していた、(3)教育振興基本計画の策定を削除した。

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画素案の20ページ目を御覧いただきたい。4. 計画の目標値の②不読率について、前回の教育委員会会議において、時代の流れに沿った現状を把握する必要がある、との御意見をいただいたことを受け、今後は、本を読むという読書活動を推進することの重要性は変わらないことから、国、県の不読率の定義に基づく指標は維持しながら、この指標とは別に漫画、雑誌等、様々な媒体をととした活字に触れる機会の状況についても本市独自に把握することを追記した。この把握により、今後、漫画や雑誌に触れることが読書活動とどのように関連するのかなどの分析につなげていきたいと考えている。また、③地域図書館における1年間で1回以上地域図書館を利用した小中学生の割合の指標を削除している。理由としては、2点ある。1点目は、策定の趣旨で記載した国の法律の基本理念として、全てのこどもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を推進する必要があるとされている中、あらゆる場の提供に努める必要があるが、本指標は地域の公立図書館の利用のみを読書機会把握の場として抽出してしまうことになるためである。2点目は、小中学校の教育におけるデジタル化の進展に伴い、電子書籍をはじめとする、様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が整い、本や図書館との付き合い方が変わりつつある中、図書館に訪問し、紙の本を借りることを前提とした指標となることである。図書館に親しみを持ってもらうことは引き続き重要であると捉えているが、計画全体の事業実施の効果を図る指標であるという視点において削除した。

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画素案の24ページ目を御覧いただきたい。No. 19 セカンドブック事業の検討についてである。セカンドブック事業は、ブックスタート事業のフォローアップとして、概ね3歳から小学校入学前のこどもを対象とした、読書への関心を高める取り組みを実施する事業として、図書館等で対象者に絵本の配布などを行うものである。本事業は現時点で実施の見通しが立っていないことから、ひとまず計画案から削除したものである。今後、費用対効果を見極めながら、必要に応じてセカンドブック事業の実施の検討をすることとした。

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画素案の28ページ目を御覧いただきたい。No. 43 公民館の図書コーナーの充実と周知についてである。No. 42蔵書の充実等に統合したため、削除している。

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画素案の30ページ目を御覧いただきたい。本計画の進行管理や進捗管理に関する記載を削除している。

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画素案の36ページ目を御覧いただきたい。計画の推進として、重複して記載しているので削除した。その他の赤字修正部分は、細かい表現の修正である、と概要を説明

赤澤委員

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画素案の20ページ目の削除された項目について、2点質問したい。1点目は、この計画は読書活動の推進について策定するものであると思うが、漫画や雑誌は、読書の定義に入るのか。2点目は、③地域図書館における1年間で1回以上地域図書館を利用した小中学生の割合の指標を削除したことについて、説明にあった、様々な媒体があり、様々な場所で文字に触れる環境が整っているということは理解したが、そのような状況なのであれば、指標を増やす必要があるのではないかと思う。図書館は非常に重要であると思う。図書館が読書の入口になるということ、また、市としてそういった場を持つことが非常に重要であると思うので、やはりこの指標はあった方が良いのではないか。要するに、削除するのではなく、他の指標を増やすことはできないのか、と質問

河栗社会教育課長

1点目については、国、県の不読率の定義を②不読率に記載しているが、学校の授業時間や教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間を除き、1か月に1冊、本を読むこどもは読書をしていると定義をし、現在も調査を行っている。また、その調査については、今後も引き続き行っていきたいと考えている。2点目については、赤澤委員がおっしゃったとおり、図書館での読書活動は非常に重要なものであると認識しているので、個別の取り組みとしては充実させていくことを考えている。公立図書館だけではなく、様々な図書館があるので、こども達が本に触れる機会を増やしていく取り組みを進めていきたいと考えている。その取り組みの最終的な結果として、読書が好きなこどもを増やしていくために指標を2点に絞っているところである、と回答

赤澤委員

図書館をどの程度の方が利用しているか、また、本を読んでいるかという指標は特に設定する必要はないという理解で良いか、と質問

河栗社会教育課長

指標として設定するかどうかということであれば、継続的に行っていくアンケートで図書館を利用しているかどうかの設問は残していく。また、経年的に追っていくが、この計画の効果を評価する指標としては、読書が好きなこどもの割合や、本を読むこどもの割合を増やしていくことを最終的な目標にしたいと捉えているところである、と回答

馬場委員

赤澤委員の意見に私も賛成である。③地域図書館における1年間で1回以上地域図書館を利用した小中学生の割合の指標を削除した理由については、先程の説明で概ね理解したが、指標は残しても良かったのではないかと個人的には思っている。やはり赤澤委員がおっしゃるとおり、地域図書館に訪れる、利用するということの重要性は高いと思う。アンケートを行うという説明があったが、そのアンケートの結果はどこに反映されるのか、と質問

河栗社会教育課長

この計画の進行管理をしていく中での実績の結果は、中間報告などの場で明らかにしていくことになるので、各事業の実施実績の中ではっきりと出てくることになる、と回答

馬場委員

説明を聞いて、指標は残しても良かったのではないかと素直に思うが、実際のところ、小中学生の利用実績については調べていく必要が大いにあると思う。別の形で残すということなのであれば、はっきりと示していただきたい。また、このこととは別に、セカンドブック事業について伺いたい。セカンドブック事業については、これまであまり聞いたことがなかった。ブックスタート事業から引き続いて実施する事業と理解している。説明を聞いた限りでは非常に実施して欲しいと思う事業だが、どのような理由で今回削除されることになったのか、もう少し詳しく説明していただきたい、と要望及び質問

河栗社会教育課長

ブックスタート事業は乳幼児等に絵本を配布し、保護者と一緒に読んでいただく機会を作ることを中心に実施しているが、セカンドブック事業については、その後の3歳児から小学校入学前のこども達に向けた、さらなる追加の施策として定義づけている。この事業については、どこが主体となって進めていくのか、また、この事業にかかる費用は膨大であり、予算的な部分をどのようにク

リアしていくのが現時点では明確になっておらず、実際に計画として取り組む段階ではないため削除している。なお、実施しないということではなく、今後、実施に向けて、社会教育課が主体となって働きかけを行っていきたいと考えている、と回答

馬場委員

今の説明で理解することができた。ぜひ実施して欲しいと思う事業なので、様々な課題があると思うが、実現に向けて頑張っていたきたい、と発言

鎌田委員

私も地域図書館の指標とセカンドブック事業が気になっている。まず、図書館の存在意義は何かということがあると思う。先程の体育の話にも共通しているが、小学校から高校になるにつれて不読率が上がってきってしまう部分については、やはりどのように好きにさせるのかという問題がある。図書館を利用すれば、結果的に本が好きになると思うので、図書館を利用する意義をもう一度確認したい。セカンドブック事業に関しては、本を購入しようと思えば、今はインターネットでも購入できるが、保護者は何を読ませれば良いのか分からないと思う。予算も関係してくるので、その前段階として、教育の専門家からのおすすめの本を伝えるだけでも、読書をする第一歩になると思うが、いかがか、と質問

河栗社会教育課長

図書館の役割は、こどもの読書だけに限らないと思っており、利用者の方が情報の集積場所として、また、知の集積場所として使っていただく場であると捉えている。その中の1つとして、こども達に対する読書推進や本を好きになっていただく場であると捉えているので、非常に重要な役割があると考えている。そのため、特定の部分に限らず、全てを総括して進めていく必要があると捉えている。また、ブックスタート事業についても、鎌田委員のおっしゃるとおり、本を配布するだけで本当に良いのかということも議論になっているところである。セカンドブック事業だけではなく、乳幼児のブックスタート事業からそのような考え方がある。本を配布するだけではなく、本の紹介や読み聞かせなどについて、保護者に知っていただく場としても重要であるという考え方もあるので、この考え方からすると、比較的、予算という面ではクリアできていると思っている。事業を進めていくにあたって、人員体制や選書などの課題がたくさんあるので、今後、解消に向けて努めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

パブリックコメント案なので、先程、赤澤委員と馬場委員からいただいた意見については、再度、確認をしていただき、必要なことは報告をしていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

協議第4号 習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について

(社会教育課)

河栗社会教育課長

協議第4号「習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について」、説明する。先程の協議第3号と同様に、パブリックコメント案を作成するにあたり、修正した部分を赤字で分かるようにした資料をもとに説明する。今回修正を行った大きな視点として、実際の文化芸術などを鑑賞、体験することも非常に重要なものであると認識しながらも、ICT技術の発展により、様々な媒体が発

達してきている現状を踏まえ、インターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、両面で支えていくことができるような計画にする必要があるという認識を反映したものとしている。

第2次習志野市文化振興計画の31ページ目を御覧いただきたい。中段の「方向性1文化に触れる」の記述に、ICTを活用した鑑賞機会を提供することについて追記した。

第2次習志野市文化振興計画の33ページ目を御覧いただきたい。「方向性1文化に触れる」において、現代の流れとして、SNS等を通じ、写真、イラスト、小説等を投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることについて追記し、これまでの評価指標も維持しながら、評価指標の欄外に、今後の対応として、本指標とは別にデジタル媒体での音楽や動画等の、文化芸術に触れる機会の状況についても把握することを記載した。

第2次習志野市文化振興計画の34ページ目を御覧いただきたい。このページ以降に具体的な取り組み内容を記載している。今回お示ししている資料には間に合わなかったが、この取り組み内容が6ページ目で記載している「文化芸術基本法」及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」の文化の範囲のどのジャンルに該当するかが分かるように追記したうえで、パブリックコメントを実施したいと考えている。その他の赤字修正部分は、細かい表現の修正である、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第4号は終了した。

協議第5号 習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について (生涯スポーツ課)

忍生涯スポーツ課長

協議第5号「習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について」、説明する。前回の教育委員会会議において御意見をいただき、パブリックコメント案として整えたものである。今回、修正等はないが、一部追記した箇所があるので説明する。

習志野市スポーツ推進計画案の10ページ目を御覧いただきたい。下段のグラフ、成人のスポーツ実施率の習志野市の結果において、n値を記載した。

習志野市スポーツ推進計画案の12ページ目を御覧いただきたい。上段のグラフ、スポーツの観戦状況の平成30年度の全体にもn値を記載した。追記箇所は以上だが、前回の教育委員会会議でも答弁したとおり、教育委員の皆様からいただいた御意見、御要望については、道路等のインフラに関わる整備など、管轄の問題もあるが、それらも含めて計画を推進する上での参考とさせていただきますと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第5号は終了した。

その他

小熊教育長

先程、議案第34号及び第35号において保留となっていた質疑について回答は可能か、と発言

寺嶋学務課長

先程保留となっていた、高橋委員からの、「「すべての職員が、」が「すべての職員の」に変更となった理由について」の御質問にお答えする。「すべての職員が、」のままでは、主語が全ての職

員になるため、全ての職員が特別支援教育に関する理解を深めるという意味になる。一方、「すべての職員の」は、県教育委員会が全ての職員の特別支援教育に関する理解を深めるという意味になり、主語が変わってくる。県教育委員会の考え方としては、今年度、県教育委員会が全ての職員の特別支援教育に関する理解を深めるという方向性になっており、それに合わせて、習志野市教育委員会としても、習志野市教育委員会が全ての職員の特別支援教育に関する理解を深めることとしている、と回答

小熊教育長が質疑なしと認め、その他は終了した。

＜議案第32号及び議案第36号については非公開。

ただし、議案第32号及び議案第36号については令和7年11月25日をもって、
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第32号 令和7年度教育費予算案(12月補正)について

(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第32号「令和7年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

議案書の提案理由を御覧いただきたい。今回は、3点申し入れたいと考えている。1点目は、習志野高等学校第一体育館ボクシング場及び中央公園体育館、これはプラッツ習志野の体育館になるが、そちらにエアコンを設置するための工事請負費の増額である。2点目は、昨今、ニュースでも報道されている、米の価格上昇による学校給食の賄材料費の増額である。3点目は、この後の議案にもあるが、習志野市公民館4館指定管理料の債務負担行為の設定についてである。この3点について、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。(1)歳出概要及び財源内訳についてである。1点目のエアコン設置のための工事請負費の増額については、1及び2に記載されているが、両施設とも、学校施設、あるいは市民の運動、スポーツの場ということ以外に、避難所としての機能を有している。その機能向上を図るため、一刻も早くエアコンを設置できるよう取り組んでいる。国の事業債という優位な財源も使えるので、早期に工事の契約を締結し、早い段階でエアコンを設置するため、12月補正予算案として、3,200万円と5,000万円の増額を申し入れるものである。2点目の賄材料費の増額については、3及び4に記載されているが、米の価格の上昇分について、公費で負担すべく、1,030万6,000円を申し入れるものである。次に、(2)繰越明許費についてである。エアコン設置工事は来年度までかかる予定なので、来年度も工事ができるように設定している。

資料2ページ目を御覧いただきたい。(3)債務負担行為についてである。3点目の公民館の指定管理料については、指定管理期間として5年を設定するものだが、その費用として6億8,297万5,000円を債務負担行為として市長に申し入れるものである。

小中学校の体育館で進めていたエアコン設置工事の状況について、この場を借りて説明したい。本市で1番最初に設置されたのが、習志野高等学校の第一体育館である。8月から稼働しており、夏の時期に使用することができた。その後、中学校から段階的に進め、現段階で第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校の4校で稼働している。今後も中学校と小学校で設置工事を進め、令和8年2月までには、全ての学校で稼働することができるよう、予定どおり進めている。このエアコンはガス方式で稼働するものであり、ガス料金の負担について市議会でも質問があったが、利用者に実費相当を負担していただく方向で考えている。これについては、まだ制度設計ができていないが、年明けには制度設計を行い、エアコンの使用を想定している夏場には、実費

の負担をしていただくように考えている。近隣の市川市でも同様の措置を行っているので、他市の動向も踏まえて進めていきたいと考えている。制度の詳細が概ね固まった段階で、教育委員の皆様にも説明したいと考えている、と概要を説明

鎌田委員

説明の最後に実費負担の話が出たが、利用者というのは、学校なので基本的には児童生徒ということか、と質問

早川教育総務課長

学校活動以外の使用を想定している。平日の夜、あるいは土日に体育館を使用している、運動、スポーツを行う団体、いわゆる社会教育団体の方たちに負担していただくことになるので、決して児童生徒に負担していただくものではない、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館) (中央公民館)

伊東中央公民館長

議案第36号「指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)」について、説明する。現在、実花、袖ヶ浦、谷津、新習志野の4つの公民館は、指定管理者制度により管理運営を行っている。これらの施設については、指定管理期間が令和8年3月31日で終了することから、令和8年度以降の更新に係る手続きを進め、本年9月30日に開催された、習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において、候補者の選定を行った。

議案書を御覧いただきたい。今回選定した事業者は、株式会社オーエンスである。また、指定の期間としては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間である。

資料1ページ目を御覧いただきたい。同社は、全国の自治体において公民館やコミュニティセンター等の公共施設の指定管理者として管理運営を行っている。習志野市においても、新習志野公民館を平成27年4月から令和8年3月まで、実花、袖ヶ浦、谷津公民館を令和3年4月から令和8年3月まで管理運営している実績がある。今回の募集にあたっては、4館を一括して公募した。これは、指定管理者を一括で募集することにより、初期費用等の経費面でスケールメリットが生まれ、事業者にとって参加しやすくなること、さらに、公民館同士の連携や人材交流を促進し、質の高い事業展開を図ることに加えて、災害時等の緊急対応を迅速に行える体制の構築につながることを期待したものである。今回の公募に際しては、説明会に3者が参加し、このうち応募した事業者は1者であった。なお、応募に至らなかった事業者から、今後の参考として主な理由を伺ったところ、有資格者をはじめとした働く人材の確保が困難であるとのことであった。候補者の選定理由としては、全国での豊富な実績を有し、それを活かして安定した管理運営が期待できる点に加え、有資格者の配置や充実した研修体制、施設管理ノウハウに基づく運営、利用者の意見を積極的に取り入れた多彩な事業展開が提案されていることである。さらに、サークル数の減少や高齢化といった課題を踏まえ、活動のPR、後継者育成事業、青少年の居場所づくりなど、将来を見据えた取り組みも示されている。以上の点から、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、株式会社オーエンスを指定管理者候補者として選定した。このことについて市長に申し入れよ

うとするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言